

平成十八年十月六日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一六五第四号

平成十八年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「北方領土問題に関する我が国の国益」の意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、従来より、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、ロシア政府との間で交渉を行ってきた。

二について

外務省としては、国民に対する情報提供という観点から、御指摘の情報をホームページに掲載した。

三及び四について

今回の北方四島周辺水域における日本漁船の銃撃・だ捕事件及びこれに関するロシアによる手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ない。